



ストックオプションに関するQ&A

ASAHI IPO NEWS LETTER は、IPOを目指す企業向けに税務・会計に関する情報提供を目的として発行しています。当NOでは2023年7月7日に公表された、「ストックオプションに関するQ&A」について取り上げます。

<Point>

- ◆ Q&Aでは税制適格ストックオプション（以下SO）の株価算定ルールの詳細や計算例が明示され、スタートアップなどではこれまでの実務より低い株価による権利行使価額の設定が可能となった。
- ◆ 一方、会計上の株価については従来通りの取扱いとなっており、発行会社で費用処理が必要となるケースがある。

1. 通達改正

2023年7月7日国税庁より税制適格SOの株価算定ルールに係る租税特別措置法通達等の改正通達が発遣されました。同時に「SOに関するQ&A」も公表され、全12問のQ&Aが公表されています。

これまでスタートアップ等がSOを導入する際、権利行使価額を高めを設定していた実務がありましたが、算定ルールが明確になったことでこのような実務が変わっていく可能性があります。

2. 国税Q&A

今回はQ&Aのうち、税制適格SOの権利行使価額（問7）、優先株が発行されている場合の権利行使価額（問9）について紹介します。なお、いずれも取引相場のない株式を前提としています。

（1）税制適格SOの権利行使価額（問7）

— Point —

権利行使価額を付与時の純資産価額等（特例方式）を基準に設定することができます。

<実務上の留意点>

- ・ これまではSO発行の直前に株式の売買や増資等があった場合、売買実例としてその売買価額や発行価額を基準として権利行使価額を設定していた。
- ・ そのため高い株価で取引や増資をした後のSO発行は権利行使価額が高くなり、SOのインセンティブとしては弱いものとなっていた。
- ・ しかしこの「特例方式」によれば売買実例に関わらず、SO付与時の純資産価額等で権利行使価額を設定でき、高いインセンティブを保持することが可能となった。
- ・ 純資産価額は相続税評価額によって資産、負債を計算しその差額として算出する。
- ・ 純資産価額算出の際、時価評価差額に対する法人税等を控除しない等、一定の条件がある。
- ・ 付与対象者が同族株主等以外の場合、配当還元方式により権利行使価額を設定することも可能である。

(2) 優先株式が発行されている場合の権利行使価額（問9）

— Point —

優先株式への優先分配額を控除した後の純資産価額を基準に権利行使価額を設定することができます。

<実務上の留意点>

- ・ これまでも優先株式とSOの付与対象である普通株式に価格差があることは実務でも浸透しており、優先株式での増資後、それより低い価額でSOの権利行使価額が設定されていた。
- ・ ただし、価格差をつけるための方法としてDCF法等ベースとすることが多く、純資産価額をベースとする方法は少なかった。
- ・ 優先株式で調達しているスタートアップ等が純資産価額をベースに普通株式を算定する場合、より低い株価で権利行使価額を設定することが可能となる。
- ・ 優先株式が発行されている場合の純資産価額（特例方式）での計算例は以下の通りである。

【例題】

- ① 直前期末の純資産価額（相続税評価額ベース）
200万円
- ② 発行済株式数
普通株式1,000株（@1,000円/株）
優先株式1,000株（@1,500円/株）※
※優先株式の保有者には、残余財産のうち、150万円が優先分配され、残りは発行済み株式数に応じて均等分配される（参加型）

【純資産価額（特例方式）による普通株価】

- ・ $200\text{万円} - 150\text{万円} = 50\text{万円}$
- ・ $50\text{万円} \div 2,000\text{株} = 250\text{円}$

3. 会計上の取扱い

— Point —

権利行使価額と会計上の時価に差額がある場合、当該差額を本源的価値として費用処理が求められる

<実務上の留意点>

- ・ 本Q&Aが公表された後も会計上の株価に対する考え方やSOの会計処理に関する取扱いは変更されていない。
- ・ そのため、付与時点における会計上の株価と権利行使価額に差額があれば、権利行使が可能となる時点までの費用処理が求められる。
- ・ スタートアップ企業や上場準備会社は税制適格SOによるインセンティブと費用処理のバランスを考慮して税制適格SOを発行することが求められる。

Column

税制適格SOのデメリットを補完する形で登場した信託型SOですが、権利行使時に給与課税がなされるといいう国税庁の見解により、大きな影響を受けることになりました。このようなスキームが登場した背景は、税制適格SOの要件、特に「時価要件」があいまいで、スタートアップの支援として十分機能しなかった点が挙げられます。この点、今回紹介した税制適格SOの株価算定ルールによりインセンティブの強いSOの発行が可能となり、スタートアップ支援という面からは大きな前進であったと言えます。ただ、「会計上の取扱い」で述べたように新ルールに基づくSO導入企業で費用処理が求められる可能性もあり、どれだけ実務に浸透していくのか今後注目する必要があります。